

## 檀原市立学校施設開放事業（運動場）感染予防対策

### 1. 使用に関して

ご利用にあたり、学校施設は本来、学校教育に使用するものであり、社会体育等の利用については、このことを踏まえて、下記、約束のもとご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

- ①使用者は、檀原市立学校体育施設使用許可申請書と一緒に利用者の登録を※別紙1にてお願いします。
- ②使用者は、毎回、施設を利用した人の出欠(※別紙2)を取ってください。
- ③引率者や観覧者の氏名も毎回記録いただくようお願いします。（※別紙3）
- ④ご利用後、学校が指示する箇所等（トイレ等のノブ部分や施設の触れた場所など）の消毒をお願いします。（消毒に係る消耗品は利用者でご用意ください）

※名簿の提出及び毎回の出欠確認は、感染者が出た時など、濃厚接触者の特定に必要なものとなっています。上記①は、学校に提出いただきますが、②、③については、感染者が出た時に保健所等に提出頂くものなので、しばらくの間、利用者のほうで保管をお願いします。

### 2. 使用禁止事項等

学校運営に支障が出ないように、使用禁止事項を守っていただきますようお願いします。

- ①下記内容により感染が疑われる方の使用については、施設の使用を禁止します。

- ア) 平熱を超える発熱（概ね37.5℃以上）
- イ) 咳(せき)、のどの痛みなど風邪症状
- ウ) 倦怠感・息苦しさ等症状
- エ) 嗅覚や味覚の異常
- オ) 新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者
- カ) 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
- キ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察機関が必要とされている国、地域等への渡航又は該当在住者との濃厚接触がある場合

- ②県外の方の利用はお控えください。

### 3. 感染予防対策

それぞれが、感染源にならないよう、各自での感染防止対策をお願いします。

- ①周囲との距離をある程度確保することを心がけてください。
- ②大きな声での会話や声援、ハイタッチ、握手などはしないようにしてください。
- ③プレー中に唾や痰を吐くことは行わないでください。
- ④使用者間での道具・用具・タオルの貸し借りはお控えください。
- ⑤プレーをしている者以外の方は必ずマスクをするようお願いします。

---

※コロナウイルス感染予防対策のため、当面の間、グランドのみの利用となり、上記のお手間についても、この感染対策が終了するまでお願いします。

※上記事項が守られていないと判明した時は、以後の利用はお断りすることがあります。